

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法 791 条 1 項及び 801 条 3 項 2 号並びに
会社法施行規則 189 条に定める書面)

2025 年 1 月 1 日

グリーンモンスター株式会社
ブラックモンスター株式会社

2025年1月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都渋谷区神南一丁目4番9号
グリーンモンスター株式会社
代表取締役 小川 亮

東京都渋谷区神南一丁目4番9号
ブラックモンスター株式会社
代表取締役 岩尾 達大

グリーンモンスター株式会社（以下「グリーンモンスター」といいます。）とブラックモンスター株式会社（以下「ブラックモンスター」といいます。）は、2024年11月18日付で、グリーンモンスターを吸収分割会社、ブラックモンスターを吸収分割承継会社、2025年1月1日を効力発生日として、グリーンモンスターが営むカベナビ JAPAN 事業に関して有する所定の権利義務をブラックモンスターに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約書を締結いたしました。

つきましては、会社法第791条第1項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を作成し、グリーンモンスター及びブラックモンスターの本店に備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第782条第1項）

2025年1月1日

2. 吸収分割株式会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同第785条、第787条及び第789条の規定による手続経過に関する事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（差止請求）

該当事項はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（株式買取請求）

該当事項はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

グリーンモンスターは、2024年11月25日に官報及び電磁的方法により公告を行いました。異議申述期間の満了日までに異議を述べた新株予約権者はありません。

した。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者異議）

グリーンモンスターは、2024 年 11 月 25 日に官報及び電磁的方法により公告を行いました。異議申述期間の満了日までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割株式会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同第 797 条及び第 799 条の規定による手続経過に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（差止請求）

該当事項はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（株式買取請求）

該当事項はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者異議）

ブラックモンスターは、2024 年 11 月 25 日に官報により公告を行いました。また、ブラックモンスターに知っている債権者は存在していません。異議申述期間の満了日までに異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ブラックモンスターは、本件分割の効力発生日である 2025 年 1 月 1 日をもって、グリーンモンスターから、カベナビ JAPAN 事業に関して有する所定の権利義務を承継いたしました。本件分割により、ブラックモンスターがグリーンモンスターから承継した資産および負債の額（概算）は、以下のとおりです。

承継した資産の額（概算）： 54,545 千円

承継した負債の額（概算）： 88 千円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

本件分割の効力発生日である 2025 年 1 月 1 日から 2 週間以内に、登記を申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上